

栃労委令和3年（不）第2号事件（不当労働行為救済申立て）に係る命令について

令和5（2023）年1月30日
労働委員会事務局

【概要】

本件申立て前に団体交渉が開催されていないことは、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たるが、本件申立て後に実施された団体交渉の状況により、一部の事項については救済利益が失われたとした事案

1 当事者等

申立人 : X組合（佐野市）
被申立人 : Y会社（足利市）
救済申立日 : 令和3（2021）年11月8日

2 事案の概要

申立人が申し入れた申立人組合員Aの①解雇問題、②社会保険等の未加入問題及び③時間外労働賃金等の未払を議題とする団体交渉に、被申立人が応じなかったことが、労働組合法第7条第2号該当の不当労働行為であるとして、救済申立てがあったもの

3 主文の要旨

一部救済

- ・会社は、組合から令和3年10月11日付けで申し入れられた事項のうち、組合員Aの解雇問題を除く事項についての団体交渉に自らの主張に固執することなく誠実に応じなければならない。
- ・組合のその余の申立てを棄却する。

4 判断の要旨

- (1) 本件申立て前に団体交渉が開催されていないことは、不当労働行為に当たる。
- (2) 申立て後に実施された団体交渉の状況により、解雇問題に係る救済を命ずる利益は失われたが、その他の事項に係る救済を命ずる利益はなお残存する。
 - ア 解雇問題について (①)

団体交渉において、被申立人はその事実関係を明らかにしようとしたが、申立人はこれに応じなかったのであり、被申立人の対応が不誠実であったとはいえない。
 - イ 社会保険等の未加入問題及び時間外労働賃金等の未払について (②及び③)

被申立人は、申立人から要求された資料を提示するなど一定の対応は行ったものの、根拠を示さない反論を繰り返し、妥結を妨げるなど、不誠実な対応であった。

5 命令書の写しの交付

令和5（2023）年1月30日 申立人及び被申立人に対して命令書の写しを交付

※ 命令発出は、令和元（2019）年12月23日以来約3年振り